

介護福祉士養成施設自己点検表

養成施設名:

課程の別: 昼間・夜間・通信・その他()

修業年限: ()年

- 法 ……社会福祉士及び介護福祉士法
- 施行令…社会福祉士及び介護福祉士法施行令
- 施行規則…社会福祉士及び介護福祉士法施行規則
- 指定規則…社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則・社会福祉士介護福祉士学校指定規則
- 指 針…社会福祉士及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について
社会福祉士及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について
福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について

点検項目	判定	確認書類
<p>1 入学、既履修単位の認定に関する事項</p> <p>(1) 入学定員を超過して学生を受け入れていないか。 (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針(6-(1)))</p> <p>(2) 入所資格を有しないものを入所させていないか。(各課程の要件のいずれかに該当するか) (社会福祉士介護福祉士養成施設(学校)指定規則第5条第1号、第6条第1号、第7条第1号)</p> <p>【専修学校、大学、短期大学】</p> <p>1) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号に規定する学校養成施設 ・学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者</p> <p>2) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第2号に規定する学校養成施設 ・学校教育法に基づく大学において法第39条第2号に規定する社会福祉に関する科目を修めて ・学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者であって、社会福祉士養成施設若しくは社会福祉士一般養成施設を卒業した者</p> <p>3) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第3号に規定する学校養成施設 ・学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者であって、指定保育士養成施設を卒業した者</p> <p>(3) 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。 【専修学校、大学、短期大学】 (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針(6-(5)、6-(6)))</p> <p>他の養成施設等において履修した科目については、各介護福祉士養成施設において、生徒からの申請に基づき、履修科目の教育内容を当該養成施設の教育内容に照らし、当該教育内容に相当すると認められる場合には、<u>総履修時間数の2分の1を超えない範囲</u>※で当該養成施設における科目の履修に代えて差し支えない。※養成施設については2分の1、短期大学、大学については範囲についての記載なし。</p> <p>他の学校等(他資格養成施設等)において履修した科目については、各介護福祉士養成施設において、履修科目の教育内容を当該養成施設の教育内容に照らし、当該教育内容に相当すると認められる場合には、領域「介護」に係る科目を除き、当該養成施設における科目の履修に代えて差し支えない。</p>	<p>適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>項目 格 類 科目認定 書類 定 料</p>

入学定員に対して1割までの超過は可だと認識している養成施設が多く存在するが、入学定員を一人でも超過すれば指導の対象となる。

入学資格を核燃できる書類を必ず確認できるよう保管をすること。

- 1) 1号学校養成施設
・高校卒業証明書等
- 2) 2号学校養成施設
・大学又は社会福祉士養成施設卒業証明書等
・社会福祉に関する科目の履修証明書
- 3) 3号学校養成施設
・保育士養成施設の卒業証明

介護福祉士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類																																																																		
<p>2 施設設備等に関する事項</p> <p>(1) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(1)～5)までの要件はすべて満たすこと。 (社会福祉士介護福祉士養成施設(学校)指定規則第5条第11号～第13号) (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針(2-(4)～2-(9)))</p> <p>1) 普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。) 生徒1名当たり1.65㎡(内法)</p> <p>2) 介護実習室 1ベッド当たり11.0㎡(内法)及び6畳又は8畳の和室。</p> <p>3) 入浴実習室 生徒1名当たり1.65㎡(内法)及び家庭浴槽、シャワー設備、給排水設備</p> <p>4) 家政実習室 生徒1名当たり1.65㎡(内法)及び生徒6人に付き1台の調理設備、裁縫作業台。</p> <p>5) 図書室 閲覧設備、検索機器等の整備がされているか。</p> <p>6) その他 保健室、更衣室、演習室、生徒相談室等の設備を設けることが望ましい。</p> <p>(2) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。</p> <p>(3) 必要とされる教育用機械備品は整備されているか。 (社会福祉士介護福祉士養成施設(学校)指定規則第5条第13号) (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針(2-(10)))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>申請時の 平面図</p> <p>校舎各室の 一覧表</p> <p>備品類目録</p> <p>図書目録</p>																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要な教育用機械器具</th> <th>必要数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実習用モデル人形</td> <td>2</td> <td>体位変換、清拭等実習に適したもの。</td> </tr> <tr> <td>人体骨格模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>成人用ベッド(ギャッジベッド含む)</td> <td>生徒5人に1</td> <td>手すりを備えること。</td> </tr> <tr> <td>移動用リフト</td> <td>1</td> <td>床走行式、固定式、据置式いずれも可。</td> </tr> <tr> <td>スライディングボード・マット</td> <td>相当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車椅子</td> <td>生徒5人に1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易浴槽</td> <td>1</td> <td>移動できるもので、浴槽が硬質のもの。</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排せつ用具</td> <td>相当数</td> <td>ポータブル、尿器等</td> </tr> <tr> <td>歩行補助つえ</td> <td>相当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盲人安全つえ</td> <td>相当数</td> <td>普通用と携帯用</td> </tr> <tr> <td>視聴覚機器</td> <td>相当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者用調理器具・食器</td> <td>相当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和式布団一式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吸引装置一式</td> <td>相当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経管栄養用具一式</td> <td>相当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処置台又はワゴン</td> <td>相当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吸引訓練モデル</td> <td>相当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経管栄養訓練モデル</td> <td>相当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心肺蘇生訓練用器材一式</td> <td>相当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人体解剖模型</td> <td>1</td> <td>全身模型とし、分解数は問わない。</td> </tr> </tbody> </table>	必要な教育用機械器具	必要数	備考	実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等実習に適したもの。	人体骨格模型	1		成人用ベッド(ギャッジベッド含む)	生徒5人に1	手すりを備えること。	移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式いずれも可。	スライディングボード・マット	相当数		車椅子	生徒5人に1		簡易浴槽	1	移動できるもので、浴槽が硬質のもの。	ストレッチャー	2		排せつ用具	相当数	ポータブル、尿器等	歩行補助つえ	相当数		盲人安全つえ	相当数	普通用と携帯用	視聴覚機器	相当数		障害者用調理器具・食器	相当数		和式布団一式	1		吸引装置一式	相当数		経管栄養用具一式	相当数		処置台又はワゴン	相当数		吸引訓練モデル	相当数		経管栄養訓練モデル	相当数		心肺蘇生訓練用器材一式	相当数		人体解剖模型	1	全身模型とし、分解数は問わない。	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	
必要な教育用機械器具	必要数	備考																																																																		
実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等実習に適したもの。																																																																		
人体骨格模型	1																																																																			
成人用ベッド(ギャッジベッド含む)	生徒5人に1	手すりを備えること。																																																																		
移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式いずれも可。																																																																		
スライディングボード・マット	相当数																																																																			
車椅子	生徒5人に1																																																																			
簡易浴槽	1	移動できるもので、浴槽が硬質のもの。																																																																		
ストレッチャー	2																																																																			
排せつ用具	相当数	ポータブル、尿器等																																																																		
歩行補助つえ	相当数																																																																			
盲人安全つえ	相当数	普通用と携帯用																																																																		
視聴覚機器	相当数																																																																			
障害者用調理器具・食器	相当数																																																																			
和式布団一式	1																																																																			
吸引装置一式	相当数																																																																			
経管栄養用具一式	相当数																																																																			
処置台又はワゴン	相当数																																																																			
吸引訓練モデル	相当数																																																																			
経管栄養訓練モデル	相当数																																																																			
心肺蘇生訓練用器材一式	相当数																																																																			
人体解剖模型	1	全身模型とし、分解数は問わない。																																																																		

介護福祉士養成施設自己点検表

点検項目		判定	確認書類																																																																																
<p>3 教員等に関する事項</p> <p>【専修学校、大学、短期大学】 (社会福祉士介護福祉士養成施設(学校)指定規則第5条(第4号~第9号の2)) (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針(7-(1)~7-(4)))</p> <p>(1) 専任教員の数は不足していないか。 (学生の総定員)80人まで...3名、120人まで...4名、160人まで...5名、200人まで...6名 201人以上...6+(学生の総定員-200)÷50名以上であること。</p> <p>(2) 専任教員は、1)~3)のうちいずれかに該当する者であること。 1)介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者 2)大学院、大学、短期大学又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者 3)専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し3年以上の経験を有する者</p> <p>(3) 専任教員のうち1人は、すべての領域に関する教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、介護教員講習会を修了した者であって、養成施設の専任教員として3年以上の経験を有する者であること。</p> <p>(4) 領域「人間と社会」を教授する専任教員のうち1人は、当該領域の教育内容編成主任とし、専任教員の要件1)に該当する者であって介護教員講習会を修了した者又は専任教員の要件2)又は3)に該当する者であること。</p> <p>(5) 領域「介護」を教授する専任教員は(全員が)介護教員講習会を修了した者であること。</p> <p>(6) 領域「介護」を教授する専任教員のうち1人は、当該領域の教育内容編成主任とし、介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であること。</p> <p>(7) 領域「こころとからだのしくみ」を教授する専任教員のうち1人は、当該領域の教育内容編成主任とし医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であって介護教員講習会を修了した者であること。</p> <p>(8) 領域「医療的ケア」を教授する教員は医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師、看護師の資格取得後5年以上の実務経験を有する者であること。</p> <p>(9) 専任の事務職員がいるか。 (社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第16号)</p>	<p>← 教員資格が確認できる書類(履歴書、資格証等)を適切に保管すること。資格証等は原則として原本で確認を行うこと。</p> <p>募集停止等で総定員が減っていても、課程を廃止するまでは、専任教員の人数を減じることはできない。</p>	<p>・教員一覧</p>																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																	
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																	
<p>4 教育に関する事項</p> <p>(1) 介護福祉士養成施設(学校)の教育の内容は以下の内容以上であるか。(該当する課程の要件を満たすこと。)</p> <p>【専修学校、大学、短期大学】 (社会福祉士介護福祉士養成施設(学校)指定規則別表第4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域</th> <th rowspan="2">教育内容</th> <th colspan="3">時間数</th> </tr> <tr> <th>第1号養成施設・学校</th> <th>第2号養成施設・学校</th> <th>第3号養成施設・学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人間と社会</td> <td>人間の尊厳と自立</td> <td>30以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人間関係とコミュニケーション</td> <td>30以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会の理解</td> <td>60以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人間と社会に関する選択科目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>240</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">人間と社会</td> <td>介護の基本</td> <td>180</td> <td>180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション技術</td> <td>60</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活支援技術</td> <td>300</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護過程</td> <td>150</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護総合演習</td> <td>120</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護実習</td> <td>450</td> <td>270</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">こころとからだのしくみ</td> <td>発達と老化の理解</td> <td>60</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認知症の理解</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>障害の理解</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>こころとからだのしくみ</td> <td>120</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療的ケア</td> <td>医療的ケア</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,850</td> <td>1,220</td> <td>1,205</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記教育内容は、介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針別表1(第1号養成施設・学校)、別表2(第2号養成施設・学校)、別表3(第3号養成施設・学校)以上であること。</p> <p>(2) 実際の授業時間数が指定規則で定める時間数未満となっていないか。</p> <p>(3) 実際の授業時間数が学則で定める時間数未満となっていないか。</p> <p>(4) 教科目毎の学生の出席状況が出席簿等により管理されているか。 (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針(6-(3)))</p> <p>(5) 各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(介護実習については5分の4)に満たないについて当該科目の履修の認定をした事例はないか。また、単位認定について学則等に明記されているか。 (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針(6-(4)))</p> <p>(6) 不適切な合同授業、合併授業はないか。 (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針(8-(4)))</p>	領域	教育内容	時間数			第1号養成施設・学校	第2号養成施設・学校	第3号養成施設・学校	人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上			人間関係とコミュニケーション	30以上			社会の理解	60以上			人間と社会に関する選択科目				合計		240			人間と社会	介護の基本	180	180		コミュニケーション技術	60	60		生活支援技術	300	300		介護過程	150	150		介護総合演習	120	60		介護実習	450	270		こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	30		認知症の理解	60	30	60	障害の理解	60	30	30	こころとからだのしくみ	120	60	60	医療的ケア	医療的ケア	50	50	50	合計	1,850	1,220	1,205	<p>テストを授業時間に含めることはできるが、資格を有する教員による監督及び時間数を満たすことが必要。 (授業時間としてみなせない例) 1)試験監督が事務職員→無資格教員による授業。 2)テストの時間数が2時間と計上されているが、実際は60分で行っていた。→1時間分の授業時間不足 ※1)、2)ともに補講の対象。</p> <p>講義による授業であれば、合同授業、合併授業は可。ただし、領域「介護」に係る授業については合併授業は認められない。</p>	<p>・教育課程表</p> <p>・シラバス</p> <p>・出勤簿</p>
			領域	教育内容	時間数																																																																														
	第1号養成施設・学校	第2号養成施設・学校			第3号養成施設・学校																																																																														
	人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上																																																																																
		人間関係とコミュニケーション	30以上																																																																																
		社会の理解	60以上																																																																																
		人間と社会に関する選択科目																																																																																	
	合計		240																																																																																
	人間と社会	介護の基本	180	180																																																																															
		コミュニケーション技術	60	60																																																																															
生活支援技術		300	300																																																																																
介護過程		150	150																																																																																
介護総合演習		120	60																																																																																
介護実習		450	270																																																																																
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	30																																																																																
	認知症の理解	60	30	60																																																																															
	障害の理解	60	30	30																																																																															
	こころとからだのしくみ	120	60	60																																																																															
医療的ケア	医療的ケア	50	50	50																																																																															
	合計	1,850	1,220	1,205																																																																															
	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																		
	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																		
	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																		
	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																		
	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																		
	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																		
	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																		
	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>																																																																																		

介護福祉士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類
<p>5 医療的ケアに関すること (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針(9の2-(1)~9の2-(4))</p> <p>(1) 基本研修(講義)は、休憩時間を除いた実時間で50時間以上実施しているか。</p> <p>(2) 医療的ケアの演習は、医療的ケアの種類に応じて、以下の回数以上の演習を実施しているか。 また、併せて救急蘇生法演習についても1回以上実施しているか。 ア 喀痰吸引 (ア)口腔 5回以上 (イ)鼻腔 5回以上 (ウ)気管カニューレ内部 5回以上 イ 経管栄養 (ア)胃ろう又は腸ろう 5回以上 (イ)経鼻経管栄養 5回以上</p> <p>(3) 実地研修の回数は、医療的ケアの種類に応じて、以下の回数以上実施しているか。 ア 喀痰吸引 (ア)口腔 10回以上 (イ)鼻腔 20回以上 (ウ)気管カニューレ内部 20回以上 イ 経管栄養 (ア)胃ろう又は腸ろう 20回以上 (イ)経鼻経管栄養 20回以上</p> <p>(4) 実地研修先の施設は実地研修を安全に実施するために、以下の要件を満たしているか。 ・喀痰吸引を必要とする者等の書面による同意があるか。 ・関係者による連携体制を確保しているか。</p> <p>(5) 医療的ケアの講義及び演習を修了した学生以外に実地研修を行わせていないか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	
<p>6 実習に関する事項</p> <p>(1) 実習施設として不適切な施設を実習施設としていないか。 (昭和62年厚生省告示第203号)</p> <p>(2) 実習時間数が指定規則で定める時間数以下となっていないか。</p> <p>(3) 実習時間数が学則で定める時間数以下となっていないか。 ※各学生が実習を行った時間数が実習記録等により確認することができるか。</p> <p>(4) 介護実習Ⅱの実習時間数は介護実習の総時間数の3分の1以上となっているか。 (社会福祉士介護福祉士養成施設(学校)指定規則第5条第14号)</p> <p>(5) 実習指導者は以下の要件を満たしているか。(1)、2)すべての要件を満たすこと。 (社会福祉士介護福祉士養成施設(学校)指定規則第5条第14号)</p> <p>1)介護実習Ⅰの実習施設に該当する施設 介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者</p> <p>2)介護実習Ⅱの実習施設に該当する施設 介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有する者であって、実習指導者講習会を修了した者 [経過措置] ○当分の間は、以下の者を実習指導者とすることができる。 iii)平成21年3月31日までに全国社会福祉協議会が行う実習指導者特別研修課程を修了した者</p> <p>(6) 1の介護実習施設における同時に実習を行う学生等の受入人数は、実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限としているか。 (社会福祉士介護福祉士養成施設(学校)指定規則第5条第15号)</p> <p>(7) 教員による巡回指導が適正に行われているか。 (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針10-(1))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・実習施設</p> <div data-bbox="1117 1075 1476 1288" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>介護実習は介護実習施設において行うものであるため、学内実習を介護実習の時間数とすることはできない。 ※学内実習は帰校日とみなし、介護総合演習の時間に含まれる。</p> </div>

介護福祉士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類
<p>7 変更承認及び届出に関する事項</p> <p>(1) 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる事項の変更について、必要な手続きを経ずに学則等を変更し、運用していないか。</p> <p style="margin-left: 20px;">(社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条) (社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第9条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第10条) (介護福祉士養成施設(学校)の設置及び運営に係る指針(4-(1)、4-(2))) (福祉系高等学校の設置及び運営に係る指針(3-(1)、3-(2)))</p> <p>1) 変更にあたり事前に承認が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学則(修業年限)の変更 ○学則(養成課程)の変更 ○学則(入所定員及び学級数)の変更 ○校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 <p>2) 変更後1月以内に届出が必要な事項(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学則(カリキュラム)の変更 ○学則(その他承認を必要としない部分)の変更 ○専任教員の変更 ○実習施設の追加、削除 ○実習施設の名称等の変更 	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
<p>8 その他</p> <p>(1) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。</p> <p>(2) 各種修了証明書の交付に対応しているか。</p> <p style="margin-left: 20px;">(介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針9の2-(1)、9の2-(2))</p> <p>(3) 情報の開示は適切に行われているか。</p> <p style="margin-left: 20px;">(介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針11-(1)、11-(2))</p>		
<p>点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)</p>		

1) 基本研修終了証明書の交付
 医療ケア(基本研修)修了の必須化が平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期になった。この結果、平成27年後以前の卒業要件として、「基本研修の修了」は含まれないため、養成施設を卒業させることは可能である。ただし生徒が基本研修を修了した上で卒業した場合、当該研修の一部が免除となりうる。そのため各養成施設においては、基本研修を修了した生徒に対して、指定様式による基本研修終了証明書を交付すること。

2) 実地研修終了証明書の交付
 医療的ケアの修了要件として「実地研修の修了」が必須化されていないことから実地研修を修了しなくても養成施設を卒業させることができる。ただし、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を収録した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修が不要となるため、実地研修を修了した生徒に対して、実地研修終了証明書を交付すること。

※記載要領

- ① 事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ② 判定は確認書類との実合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③ 小項目に1つでも項目に「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④ 確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。
 なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日： 年 月 日

設置者氏名：

記載者氏名：